

〈「政令改正」対策セミナー〉

最終決定のための 判断基準と事前の対策



開催日 2010年10月12日(火)

時間 13:00~17:20

会場 ホテル JAL CITY 田町東京
東京都港区芝浦3-16-18 TEL.03-5444-0202
交通:JR山手線・田町駅芝浦口より徒歩5分

参加費 協会正会員様=1名7,000円(複数参加の場合:2名まで会員料金)

協会賛助会員様=1名7,000円(複数参加の場合:口数まで会員料金)

非会員様=1名13,000円

※参加費には、セミナー講座受講に加えて情報交換会も含まれます。

後援・運営協力 (株)テイダン/『季刊LH-NEXT』編集部

〈ご案内〉

風営法の政令改正内容が7月9日に公布され、2011年1月1日より施行されることとなりました。1月1日の施行後、4号営業への届出期間は1月31日までと短く、レジャーホテル、行政ともに大混乱が予想されます。

4号営業を取得すべきか否かは、そのメリット・デメリットを十分に理解し、長期の視点に立って検討し、早期に準備をしておく必要があります。

当セミナーでは、ホテル経営者であり、また厚生労働省および警察庁への陳情を行ってきた視点から協会役員ならびに弁護士、行政書士、司法書士を講師に、最新の行政の動向を踏まえ、詳しく解説いたします。また、参加者が講師や協会役員に個別に質問できる情報交換会も設けております。

ホテル経営者および関係者の方々におかれましては、間違いのない経営判断のために、ぜひご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

お申込み方法

FAX.03-3518-2867

セミナー事務局(株)テイダン/『季刊LH-NEXT』編集部内)

- 参加は、事前申込み制です。
「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお送りください。
※届き次第、「申込確認書」をFAXにて返信いたします(返信がない場合、FAXが届いていない可能性がありますので、お手数ですが確認のお電話をお願いします)。
- 参加費は、当日、現金支払いとなります。
- 定員を超えた場合、ご参加をお断りする場合がございます。ご了承ください。
- セミナー内容の録音・録画、講演中のパソコン・携帯電話の使用はお断りいたします。
- 主催者および講師等の事情により、講師の変更、講座の変更の場合があります。その際には、申込書の連絡先にご連絡させていただきます。

■「政令改正」対策セミナー参加申込書 FAX.

※下記項目にご記入のうえ、FAXしてください。 **03-3518-2867**

<input type="checkbox"/> 印をお付けください	① 正会員	② 賛助会員	③ 非会員
●会社名(フリガナ)(領収書の宛名となる社名)			
●ホテル名			
●会社所在地 〒 -			
●TEL		●FAX	
●E-mail			
●ご参加者名(フリガナ)		●部署・役職	
●ご参加者名(フリガナ)		●部署・役職	
●ご参加者名(フリガナ)		●部署・役職	
●ご参加者名(フリガナ)		●部署・役職	
●ご参加者名(フリガナ)		●部署・役職	
●ご参加者名(フリガナ)		●部署・役職	

■「質問等ご記入欄」

※政令改正への対応に関するご質問や疑問点をご記入ください。事前に整理し第3講座の内容に反映いたします。

■お問合せ

セミナー事務局(株)テイダン/『季刊LH-NEXT』編集部内)

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-4-13 CRC北大手町ビル6階

TEL.03-3518-2866 FAX.03-3518-2867

4号か新法か。最終決定のための判断基準と事前の対策

セミナー内容

[第1講座: 13:00~14:30]

1. 「改正政令」の注意点と「4号か新法か」の判断基準

(1) 政令改正の概要と注意点

(2) 「4号営業」届出の判断基準

① 「4号営業」に変更した場合のメリット

- ・ホテルの設備、システムの変更なく営業継続が可能?
- ・お客様のプライバシー確保の営業
- ・風営法違反による摘発リスクの減少? / 他

② 「4号営業」に変更した場合のデメリット

- ・金融機関の対応
- ・野立・誘導看板の禁止
- ・外国人雇用の制限
- ・改装の制限 / 他

③ 連棟 / 戸建形式の対応のポイント

④ 旅館業法および旅館業法施行条例の遵守

(3) 「ラブホテルに対する協議会設置」——警察庁通達からみる行政の動向

(4) 運用解釈基準にみる注意点

(5) 警察説明会の内容からみる行政の対応

講師

柳川 博一

(社)日本自動車旅行ホテル協会
関東本部副本部長

講師

星 千絵

(社)日本自動車旅行ホテル協会理事
(株)テイダグ / 『季刊LH-NEXT』顧問
弁護士

[第2講座: 14:40~15:20]

2. 「4号営業届出」の仕方と、「分社 / 新会社設立」の仕方

(1) 4号営業「届出」の仕方

- ・必要な書類と作成方法
- ・どこに聞けばよいのか

(2) 「分社 / 新会社設立」の仕方

- ・分社 / 新会社設立の意味
- ・分社 / 新会社設立の方法と注意点

講師

渡辺佳哉

渡辺経営労務管理事務所 行政書士

講師

阿久津 均

ABC司法書士法人 司法書士

[第3講座: 15:30~16:20]

3. Q&A: 経営視点からの疑問・不明点への回答

(事前質問事項への専門家による回答)

- ・4号に該当する要件関連 / 4号への移行・届出関連 / 4号に移行した後の営業関連 / 新法継続関連 / 連棟・戸建形式の対応関連 / 行政・警察の対応関連 / 今後の業界関連、等の疑問・不明点への回答

回答者: **清水 祐侍** (社)日本自動車旅行ホテル協会 関東本部副本部長

柳川 博一 (社)日本自動車旅行ホテル協会 関東本部副本部長

星 千絵 (社)日本自動車旅行ホテル協会理事 / (株)テイダグ『季刊LH-NEXT』顧問 弁護士

阿久津 均 ABC司法書士法人 司法書士

渡辺 佳哉 渡辺経営労務管理事務所 行政書士

[情報交換会: 16:30~17:20]

4. 参加者と講師による情報交換会

- ・参加者が講師や協会役員に個別に質問等のできる時間を設けました。
また、経営者同士、経営者と関連企業関係者として、政令改正への対策に関する情報交換の場としてご活用ください。